

令和5年6月定例会 総務委員会（事前）

令和5年6月13日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

眞貝委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時41分）

これより経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の所管事務及び6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事務説明】（説明資料）

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第9号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

梅田経営戦略部長

6月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の令和5年6月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案14件及び報告13件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第5号までの5件、条例案が第6号から第13号までの8件、契約議案が第14号の1件、報告につきましては第1号から第13号までの13件となっております。このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は、予算案が第1号の1件、条例案が第6号から第8号の3件、報告につきましては第2号及び第9号の2件でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、人事委員会委員、公安委員会委員、収用委員会委員及び予備委員の任期満了に伴う人事案件について閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、令和5年度6月補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

ます。

1 ページを御覧ください。

1 の編成方針に記載のとおり、今回の補正予算案につきましては、徳島新時代に向け、県民目線・現場主義を徹底し、喫緊の課題である県民の安全・安心の確保や物価高・新型コロナへの対応と徳島の魅力の最大化をいち早く具現化するため、二つの柱で編成いたしました。

一つ目は（1）安心度UPに記載のとおり、誰も孤独にしない社会づくりや災害から県民を守る取組、物価高克服に向けた県民生活や事業者への支援、新型コロナ五類移行を踏まえた対応などに取り組みます。

二つ目は（2）魅力度UPに記載のとおり、徳島観光復活への始動、トップセールスの強化とブランド力の向上など、徳島の魅力度の最大化を図る取組を行います。

この結果、補正額といたしましては、2 の一般会計補正予算規模の令和5年度6月補正予算案B欄のとおり、129億8,000万円であり、A欄、令和5年度当初（骨格）予算を合わせた合計は5,157億6,100万円となり、前年度当初予算D欄と比較して98.4パーセントとなっております。

2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。表上段の中ほど6月補正予算の欄に記載のとおり、国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び県債におきまして補正額を計上しております。

3 ページをお開きください。

歳出につきましては、総務費から衛生費、農林水産業費から教育費におきまして補正額を計上しております。

歳出の性質別の内訳につきましては4ページに記載のとおりでございます。5ページにつきましては特別会計の補正、6ページにつきましては公営企業会計の補正となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては以上でございます。

続きまして、総務委員会説明資料に基づきまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の組織図、提出予定案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

まず、組織についてですが、経営戦略部につきましては4ページから5ページにかけて、監察局及び出納局につきましては5ページにそれぞれ記載しております全体組織図のとおりでございます。

課別組織図及び事務分掌につきましては、経営戦略部につきましては6ページから47ページ、監察局につきましては48ページから54ページ、出納局につきましては55ページから60ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

なお、組織図、事務分掌につきましては、5月説明時と変更ございません。

以上で、組織の説明を終わらせていただきます。

続きまして、提出予定案件についてでございます。

61ページを御覧ください。

一般会計補正予算、歳入歳出予算の総括表でございます。

補正額は、左から3列目総計欄の最下段に記載のとおり、7億5,787万8,000円でございます。

ます。補正後の合計額はその右隣でございますが、諸局を含めまして1,219億1,062万9,000円となっております。財源内訳は右の欄に記載のとおりでございます。

62ページを御覧ください。

補正予算に係る課別主要事項説明でございます。

総務課におきましては、本県の私立学校の振興に資するための経費として6億9,160万円の補正をお願いしております。

スマート県庁推進課におきましては、電子申請システムに手数料等のキャッシュレス納付を可能とする電子納付機能を追加する経費として4,200万円の補正をお願いしております。

63ページを御覧ください。

法制文書課におきましては、文書管理システム等の改修に要する経費として1,600万円の補正をお願いしております。

会計課におきましては、財務会計システムにインボイス制度に対応した適格請求書の発行機能を追加する経費として547万8,000円、また、収入証紙のみとなっている手数料、使用料について金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付を可能とする納付書発行機能を追加する経費として280万円、合計827万8,000円の補正をお願いしております。

64ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が388億2,400万円、補正後の限度額が399億6,900万円であり、11億4,500万円の補正をお願いするものでございます。

65ページを御覧ください。

その他の議案等でございます。

条例案として、徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正につきましては、児童福祉法施行令の一部が改正されたことに鑑み、知事の権限に属する事務のうち地方自治法の規定による協議に基づき、市町村が処理することとする事務の範囲について所要の整備を行うものでございます。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が廃止されたこと及び特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の職員の特殊勤務手当について所要の措置を講ずるものでございます。

66ページを御覧ください。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行うものでございます。

67ページを御覧ください。

専決処分の報告についてでございます。

職員の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分でございます。1

件でございます。

徳島市所在の法人と賠償金7万9,250円で和解したものでございます。

事故の内容は、令和5年2月27日に、交差点手前で停車していた相手車両後部に県有車両が接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転の徹底については、事故発生所属において研修を実施するとともに、ポータルサイトを通じて改めて職員に注意喚起を行ったところであり、今後とも、職員の交通安全意識の高揚と交通法規の遵守を徹底し、交通事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

68ページを御覧ください。

令和4年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、去る11月定例会及び2月定例会で御承認いただきました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、9,007万7,000円に確定いたしました。その内訳といたしまして課名と事業名を記載しております。

今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

眞貝委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

6月1日付けの定期人事異動ということで、組織体制について教えていただきたいんです。2名の理事を登用したということでございますが、以前にも理事はおいででしたが、久しくなかったと思います。

この度の人事異動では理事を設置したという狙いはどこにあるのか、教えていただきたいと思います。

高崎経営戦略部次長

ただいま井川委員より、この度の定期人事異動で理事を設置した狙いについて御質問を頂きました。

理事につきましては、必要と認めるときに置くことができる職としておりまして、この度、理事を設置いたしました。平成16年度以来となります。

過去に設置をしておりました理事職は、例えば食の安全・安心であったりとか、男女共同参画の推進、青少年育成の担当など特定の部局内における重要施策を担う部長職として設置いたしておりました。

この度、設置いたしました理事の職務でございますけれども、部局の枠を超えて今後県

として特に力を入れて進めていく重要施策、ミッションを遂行する部長職として設置したところがございます。この2名の理事につきましては、それぞれ国際線の就航や文化・エンタメ・スポーツなどを通じた徳島の魅力度アップ、また雇用の創出やマッチング、職員の抜本的な働き方改革といった部局をまたがるミッションについて、縦割りではなく俯瞰的かつ横串を入れて、スピード感を持って対応するといったことを狙いとして設置したものでございます。

#### 井川委員

理事は部長職ということでございますが、各部局を所管する部長とどう違うのか。また同日付けで政策監補も設置しているようではありますが、それぞれの役割分担についてどのように考えられているのか、教えていただきたいと思えます。

#### 高崎経営戦略部次長

ただいま井川委員より、理事と部長と、この度設置いたしました政策監補の役割分担についての御質問を頂きました。

各部の部長、部の所管事項を総括する指揮、監督を担う者に対しまして、理事につきましては、先ほども申し上げましたとおり、部局をまたがるような特定ミッションを遂行する部長職といたしまして、例えば対外的な折衝であったり組織横断的な調整であったり、さらには様々な状況に応じた臨機応変な対応などにより、重要施策の推進、総括役を担う者として設置しております。部長も理事も共に正部長ポストとして、また各部局又は特定ミッションの総括を行う職として、この度設置したものでございます。

また、政策監補につきましても、単独の政策監補として設置したところございまして、県政運営全般に係る知事の補佐役といたしまして各部長、理事より一段高い視点から全体を俯瞰いたしまして、県政の総合的な推進役として設置したところでございます。

政策監補、部長、理事、それぞれの立場からマネジメント体制、また事業推進体制をより重層的に構築することにより、縦割り行政を排除した全庁一丸となった業務執行体制を構築し、県政の円滑な推進を図ってまいりたいと考えております。

#### 井川委員

はい、分かりました。

今まで、理事という名前はあってもなかったような職でございます。

政策監補、部長、理事とそれぞれの立場の部長職がいることによって、こんがらがるといふか、意思決定に時間が掛かるとか、そういうことがくれぐれもないように、余計な混乱が生じることをないように、円滑に県政が運営できるように執行体制をしっかりと考えていただきたいと思えます。

#### 扶川委員

文書管理システムの改修についてお尋ねします。

公文書管理条例の施行が来年4月1日で、これに向けて改修するというのですが、中身を説明してください。

美原法制文書課長

ただいま扶川委員より、今回補正予算に計上しております文書管理システム等改修事業について御質問を頂いたところでございます。

この事業につきましては、本県知事部局においては電子により立案、電子決裁を受けた文書は文書管理システムにより管理をしているところでございます。

この事業は、さきに公布された公文書管理条例が令和6年4月1日に施行されることを踏まえ、条例に定められた手続にのっとり公文書管理を行うために、この文書管理システムの改修を行うものでございます。

具体的には、公文書管理条例において新たに行うこととされた事務、文書管理システム上で移管又は廃棄の手続を行えるようにすること、また文書を廃棄にするに当たっては文書館との協議、公表データの集計、報告などをシステム上で行うことができるように機能改修を行うものでございます。

この事業を通じまして、条例に基づく公文書管理が実現されるものと考えておりまして、条例に基づく公文書管理の適正実施が令和6年4月1日の施行日以降、円滑に図られるよう引き続き、実施に向けて検討を進めてまいるところでございます。

扶川委員

公文書管理条例の内容については不満なところがありまして、とりわけ外部有識者なんかを導入してない、これは職員さんのお手盛りになってしまうんじゃないかという疑念を持っているということを申し上げてまいりました。

今回、移管、廃棄、特に廃棄については文書館との協議ということになっているようですが、どの文書を作成し、どの文書を廃棄するか、残すかというのを、それぞれ誰が決めるのか具体的に教えてください。

美原法制文書課長

ただいま扶川委員より、公文書管理条例において文書の作成、廃棄等を誰が行うのかということで御質問を頂いたところでございます。

文書管理の責任者は所属長ということ想定しておりますが、具体的な内容につきましては、国が策定しております行政文書等のガイドラインを参考に具体的な内容を詰めまして、ガイドラインとして提示していくものと考えております。

また、保存文書の移管、廃棄につきましては、文書を作成した時点でできるだけ早い時期に移管又は廃棄の区分をして整理しておくこととなっております。移管と設定をしたものにつきましては文書館のほうに移管される、廃棄と仕分けしたものにつきましては、その一覧をもって文書館に協議を行い、歴史的・文化的価値があり保存が必要であるということであれば文書館に移管されるといったような流れになると、これが条例の建て付けでございます。

扶川委員

議会の議論の中で、例えば入札結果表なんかは、昔は電子データで私ももらっていて、

手元に古いものを持っているんですけども、あれは5年程度で廃棄されるので最近のものはないんです。県土整備部の建設管理課に落札率の推移を教えてほしいということでデータをもらおうとしましたが、古いものは残ってないんです。非常におおざっぱな議論しかできませんでした。

これなんかも5年の保存期限なんていうのは原課が決めているわけで、共通するわけじゃないんですね。恐らく、文書館のほうでそういう電子データというのは歴史的・文化的価値があるなんて判定しないと思います。従来どおり捨ててしまうと思います。

行政のデータは県民の共有の財産でありまして、それを活用するのは行政だけではありません。行政の都合だけで廃棄を決めてはいけません。あるいは行政の都合だけで作らないということを決めてはいけません。文書主義を徹底して、例えば前々から主張しているように、庁内協議なんかはきちんと議事録を残すべきだということをお願いしてきました。そうでないと意思決定過程というのが検証できないです。それは本会議でも申し上げました。いろんな事例があります。

今回、公文書管理条例ができるに当たって、その意思決定過程が適正に跡付けられるような具体的な仕組みを作ってほしいと申し上げてまいりました。

今後ガイドラインができるんでしょうけれども、私はその中で、例えば電子データなんていうのは、保存するのはそんなに技術的に難しくないんですから、原則ずっと保存しておくべきだと思います。

例えば、今申し上げた入札のデータとか、私、過去に裁判までやりましたけれども、公用車の運行状況、それから知事の活動記録、誰といつどこでどんなふうに出会った、これなんかも公務であるのに知事の活動記録として保存されていない部分がありました。

そんなことでいいのかということとずっと問題提起してまいりましたが、いまだに改善が見られません。そういうことを問題提起しているんですから、ちゃんと向き合っていて、本当に意思決定過程とか、あるいは県民が、あるいは県民の代表である議会が必要とする情報はきちんと残す仕組みを作ってほしいんです。どうもそのあたりが見えてこない。

これからガイドラインを作られ、新しいシステムを作っていくんでしょうけど、その点についてはきちんとやっていただきたい。何か御答弁いただけることがあったらお願いいたします。

#### 眞貝委員長

扶川委員、今日は事前ですし、これはシステムの事業の予算の数字が出ていると思うんです。先ほどの御質問に関しては、次の付託の中で議論すればよいと思いますが、課長何かありますか。

#### 美原法制文書課長

ただいま扶川委員から、公文書の電磁的記録の保存についての御質問を頂いたところでございます。

公文書の電子的管理につきましては、国も行政文書の電子的管理についての基本的な方針というものを示しておりまして、将来にわたって安定的に利用可能とするためには技術

の陳腐化やセキュリティ上の脆弱性<sup>ぜい</sup>に対処する必要があるということで、こういった情報通信技術の動向を適切に把握しながら継続的に検証の見直しを行うことが重要であるということを示しております。

公文書が電磁的記録であっても、その長期にわたる保存については技術的論点を含め検討すべき課題が非常に多くあると考えているところでございます。

また、どの文書を保存するかという点につきましては、公文書管理条例におきまして各実施機関で定める公文書管理規程に規定することとしており、こちらも現在、検討を進めているところでございますので、御理解いただければと思います。

#### 眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、8月2日から4日までの3日間の日程で関東及び北陸方面で実施したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時06分）